

宇治田原町災害応急工事協力業者登録要領

（目的）

第1条 この要領は、災害発生の初動期において、宇治田原町が実施する災害応急工事について、速やかに協力できる業者を登録することにより、住民の生命及び財産を守る体制を強化することを目的とする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害応急工事

町が管理する道路、河川、建物等について、自然災害によって住民の生命、財産及び安全な住民生活を脅かす状況が発生、又はそのおそれがある場合において、緊急に機能を回復し、又は障害を除去するため、町が発注する必要かつ最低限の工事をいう。

（2）災害応急協力

前号に規定する災害応急工事の施工及び災害被害の発見に速やかに協力することをいう。

（3）災害応急工事協力業者

災害応急協力を行おうとする意思を持つ業者であって、次条に定める要件を満たす業者として登録するものをいう。

（登録要件）

第3条 自発的かつ迅速確実に協力する意思を持つ事業者のうち、次の各号に定める要件を全て満たすものを災害応急工事協力業者として登録する。

（1）建設工事に関する宇治田原町の競争入札参加資格を有すること。

（2）京都市以南（京都府）に本社・本店があること。

（3）宇治田原町内に活動拠点（資材置場、重機置場等）を有すること。

（4）町長から災害応急工事の施工依頼を受けた場合において、1時間程度以内（町内活動拠点までの距離が30km以内）に2名以上の人員を参集できること。

（5）ダンプトラック及びバックホウ又はブルドーザーを常備し、又は1時間程度以内に手配可能なこと。

（登録申請の方法）

第4条 登録申請の方法は次のとおりとする。

（1）登録の申請をしようとするものは、宇治田原町災害応急工事協力業者登録申請書（様式第1号）を総務課へ提出するものとする。

（2）受付期間は、随時受付とする。

（3）申請書の提出は、持参又は郵送（簡易書留等）とする。

（4）町長は、提出された登録申請書により資格審査（拠点現地確認含む。）を行い、登録要件に合致したものに宇治田原町災害応急工事協力業者登録証（様式第2号）を交付する。

(登録の継続)

第5条 登録は、宇治田原町・災害応急工事協力業者（以下「両者」という。）のいずれから異議の申し立てがない限り、継続するものとする。

(災害応急工事協力業者の役割)

第6条 災害応急工事協力業者の役割は、次のとおりとする。

- (1) 災害応急工事の施工依頼に対し速やかに対応すること。
- (2) 災害が発生したときは、自発的に情報収集を行うこと。
- (3) 緊急対応が必要と思われる箇所を把握したときは、直ちに事業担当課へ報告すること。

(施工依頼)

第7条 町長は、災害応急工事協力業者に対し、災害応急工事の施工を依頼するときは、災害応急工事施工依頼書（様式第3号。以下「依頼書」という。）により行う。ただし、緊急を要するときは、口頭で指示し、事後速やかに依頼書を作成し、相互に確認するものとする。なお、この手続きにおいては、宇治田原町入札等委員会設置要綱に定める会議を省略することができる。

(災害応急工事の施工)

第8条 災害応急工事協力業者は、前条の依頼があったときは、災害応急工事を速やかに施工するものとする。ただし、施工途中で二次災害の危険が生じたとき又はそのおそれがあると判断したときは直ちに工事を中断し、作業従事者及び付近住民への危険回避措置を行うとともに事業担当課に連絡し、指示を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 災害応急工事協力業者が前条の規定による災害応急工事に要した費用（以下「経費」という。）は、町が負担するものとする。

- 2 経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域の適正価格を基準として、両者協議の上、定めるものとする。

(経費の請求)

第10条 災害応急工事協力業者は、災害応急工事の完了後、災害応急工事完了届（様式第4号）に位置図及び記録写真を添えて経費を請求するものとする。

- 2 町長は、前項の規定による請求がされたときは、内容を精査確認し、速やかに経費を支払うものとする。

(登録の取消し及び変更)

第11条 次の各号に該当する場合は、宇治田原町災害応急工事協力業者登録取消通知書（様式第5号）により登録を取り消すものとする。

(1) 特別の理由がなく、連続して災害応急工事の施工依頼に応じられないとき。

(2) 第3条に規定する登録要件を満たさなくなったとき。

2 災害応急工事協力業者は、登録の抹消を希望するとき又は登録内容に変更を生じたときは、宇治田原町災害応急工事協力業者登録変更・廃止届出書（様式第6号）を総務課に提出する。

(災害補償)

第12条 災害応急工事の実施により従事した者が、当該工事により負傷し、死亡し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となったときは、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対する災害補償については、災害応急工事協力業者の責任により処理し、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）を適用するものとする。

(損害の負担)

第13条 災害応急工事の実施に伴い、両者いずれの責にも帰することができない原因により、第三者に対し損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、災害応急工事協力業者はその事実の発生後遅滞なくその状況を書面により担当課に報告し、その処置について両者協議して定めるものとする。

2 災害応急工事の実施に伴い、明らかに災害応急工事協力業者の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、災害応急工事協力業者がこれを負担するものとする。

3 災害応急工事の実施に伴い、明らかに宇治田原町の責に帰する原因により第三者に損害を及ぼしたとき、若しくは建設資機材等に損害が生じたときは、宇治田原町がこれを負担するものとする。

(補則)

第14条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和6年5月10日から施行する。